

平成25年度第4回社会教育委員会議会議録

日 時 平成26年3月27日(木)

14:00~15:40

場 所 美術博物館 1階研修室

出席委員 奥田議長、別紙副議長、池田委員、小林委員、佐藤委員、高橋委員、村上委員、森山委員、山口委員 計9名

欠席委員 小藏委員 1名

事務局 教育委員会スポーツ生涯学習部：木戸次長
生涯学習課：佐々木課長、沢渡主査、木戸主査
中央図書館：瀬能館長、今井副館長 勇弘公民館：村田囑託館長
科学センター：相内囑託館長、野崎主査
美術博物館：片石副館長

1 開 会 (進行) 佐々木生涯学習課長

2 挨拶

奥田社会教育委員会議議長
木戸スポーツ生涯学習部次長

3 議 事 (議事進行) 奥田社会教育委員会議議長

(1) 平成26年度社会教育費にかかる事業概要について

資料に基づき、

予算：スポーツ生涯学習部次長から説明

事業概要：各課長、館長等から説明

議 長：ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

委 員：数字の計数について教えてください。本年度と前年度とありますが前年度は25年度のことですか。同じ費目を比べて前年度というのが、いただいた資料の25年度と比べるといいのでしょうか。数字が昨年度と一致していないので、決算なのか予算なのかどこで修正されたのか教えてください。

次 長：これにつきましては、両方とも25年度、26年度の当初予算でございます。機構改革がございまして予算の付け方も変わっています。スポーツと青少年の分は総務費と民生費に変わっています。今年度は今回の見合う部分の前年度と言うことになります。昨年資料とは比べられないとご理解を頂きたいと思っております。

委員：たとえば社会教育総務費というのは、本年度39,000千円で前年度が33,000千円ですか、去年の同じ社会教育総務費で比較が出来ないんですが、費目はそんなに変わらないと思うんですが。

次長：委員は去年配布の資料をご覧になっていきますか。今回の社会教育総務費にはスポーツ学校開放事業が含まれています。スポーツ開放事業は前年度は保健体育費でした。これについては機構改革で教育委員会で行うことになりまして、社会教育総務費に組み込まれたことにより、こういう形になったものです。スポーツ学校開放事業費の3,252千円が今回の資料の前年度に含まれているということで、機構改革で色々組替えて前の予算書とは比較できなくなっておりますので、こちらの予算書で去年はいくらでした、今年はいくらでしたと比べていただきたいと思います。

委員：そういう数字の説明は最初にしていただきたかったです。教育費全体から保健体育費がなくなっているわけですね。それで減っているということですね。数字は分かりました。

委員：結局去年の秋でしたか。教育委員会内部の組織改編でスポーツ体育関係が教育委員会から他の部署に移ったという説明がありましたが、体育スポーツ関係が教育委員会から外れるということは社会教育委員会の範囲外になったということですね。社会教育でないんだということですね。この委員会が統括する範疇にスポーツは入らないということを確認してよろしいですか。この間の審議の時に例えばスポーツ少年団なんかは小学生、中学生が社会人に指導されてスポーツを強めたりなっているんだけどそれは教育部ではなく、スポーツに移るんだと説明を受けたと思うんですが、社会教育の範囲からスポーツ教育も含めてスポーツの育成は社会教育から外れるんですね。ご確認をさせていただきたいと思います。併せて社会教育法で社会教育とは体育、スポーツを含むと書いてあるんですが、社会教育法における社会教育の定義と、今回苫小牧におけるスポーツ体育の分離は社会教育には含まないということは社会教育法の定義とどういう整合性を持つのか、社会教育委員会で伺っておいたほうがいいのかと。生涯学習推進基本計画をわざわざ第四次まで作った。その中で体育の推進計画も教育委員会の責任で進めようとしていた、この位置付けはどうなるのか併せて伺っておいたほうが今後の社会教育委員会の為によろしいかと思いました。

次長：個々の細かい論議は色々あると思いますが、全体としてご理解いただきたいのは、今回のスポーツについての機構改革は地方教育行政の組織及び運営に関する法律でそれは平成19年にできたもので、そういった中でスポーツについて地方自治体の独自性といいますか、そういうものに応じて地域の実情や住民のニーズに合わせた地方公共団体の長においてできる。簡単に言いますと教育委員会ではなく、市長部局でやることによって地域づくりとかそういう観点から地方の実情に応じて判断しております。ですか

らそういった考え方を受けて私どもの市としては、市長部局に持っていたことが基本にあるわけです。教育行政執行方針におきましても、今年度におきましてはスポーツと青少年は市長の市政方針にはありますが教育行政執行方針からは除いているということです。二つ目として社会教育委員会は社会教育法に基づいて設置することができるということでございますが組織としての位置づけというのは教育委員会の附属機関、ですから教育委員会のやることについて、社会教育委員会議のほうで話し合っていたかどうかということでございます。今回は私どもの方から教育委員会には執行については市長部局に移ったということですので、基本的には教育委員会でないという位置づけになります。教育委員会の附属機関として教育委員会にお話されても教育委員会自体が業務を行っていないということですから、社会教育法の趣旨からするとスポーツというものも該当するというように委員もおっしゃっているとおりです。ただそうした時に社会教育委員会が教育長に意見を言うといっても結果として社会教育委員会がスポーツや青少年に対して審議をすることがなくなるということです。委員さんのお話も分かるんですが、現実にはそのように考えていただきたいと思います。

委員：事実確認といたしますか、これからの社会教育委員会議で審議する中身について、スポーツはこの社会教育委員会の場違いであると。社会教育法にいう社会教育を苫小牧市はその社会教育の考え方でやっていないと考えてよろしいですか。

次長：法律については、正確にお答え出来ないかもしれませんが、現実として今言ったように考えてください。現実問題として教育委員会が所管していないものに対して、附属機関が意見を言えるのは教育委員会に対してはいえませんが、どうしても社会教育のスポーツに対して意見を言うということであれば、教育委員長が市長部局に意見を言うことになると思います。ですから教育委員会の事業と間接的にということですのでご理解を頂きたいと思います。

委員：教育委員会に関わらないスポーツ体育については、社会教育委員会では検討の対象にしないんだという風に言われたことを参考に、一番気になっていたことは文化賞・文化奨励賞の審議を社会教育委員会が審議しているんですね。どうしてかなと思ったら、社会教育の範疇にそれぞれ受賞対象者をかかえているのでそれぞれ納得してやってきて、教育委員長表彰なんですね。文化賞文化奨励賞は。教育委員会ですね。授与するのは教育委員長ですね。今度社会教育委員会で体育・スポーツも受賞対象に選考するとなったら、なんかあつかましいこととかいうか、領域以外の物について審査するとか具申するのは、いいのかなと、ふと思ったんですが。そうすると教育委員会の場違いの文化スポーツに関して改めて審議する機関が、社会教育委員会以外の機関で審議するほうがふさわしいのかなと。そうであるならばこれは、教育委員会の表彰ではなく市長表彰といい

ますかそのような方向で、広い範囲で審議し表彰するのであろうかと疑問をもった次第でした。

次 長：委員のおっしゃることはなるほどと、思います。文化賞のところまでは私どものほうも具体的にどうしようかと、まだ秋なものですから、これについては、もう少し整理をさせていただきたいと思います。今後検討したいと思います。

議 長：他にどなたかいらっしゃいますか。

委 員：図書館のことについて3点お伺いします。1つはこの概要は今は市ですけど、4月から指定管理者になるわけですね。この事業概要は指定管理者も加わっての事業概要ですか。

図書館長：この事業概要でございますけども図書館協議会委員の皆様方と図書館基本計画を策定いたしました。この中身につきましては、指定管理事業者さんにすべて行っていただく中身になっており、実際の事業の実施につきましては、指定管理事業者さんが行います。

委 員：基本計画は見ることができますか。

図書館長：そうですね。基本計画はようやく素案がまとまったところでございます。これからパブリックコメントを実施いたしまして、それから正式に皆さんのご意見をまとめまして、それから皆さんに配布したいと思っております。まだ残念ながらこの場でお見せすることはできません。

委 員：パブコメは今月中ですか。

図書館長：4月に入ってからです。

委 員：図書館が指定管理者に移ってからですか。

図書館長：実施につきましては、教育委員会の方で行います。

委 員：素案ができれば公開ですか。

図書館長：はい。

委 員：その他に指定管理に移るまでにまた人事が色々発表されておりますけれども、あらたな教育委員会の図書館担当が2名という風にもう公になっておりますけれども、その2名は正規職員で2名確保されておりますか。その確認です。たとえば、1名が異動になっても問題ないというふうに協議会のご答弁でありますけれども、それで10年後の図書館担当者が健在で図書館との関係が健全に保てるような人事配置が可能ですか。まず1点目です。

図書館長：まず、この間内示がありましたけれども、生涯学習課に図書館担当職員2名配置となります。将来的に1名が異動とかでてくるかもしれませんが、残った1名司書がおりますので、その1名が核となって異動してきたものに業務を教えていくという流れになりますので、必ず複数名で今後図書館の運営を見ていく形になりますので、心配ないかと思っております。

委 員：両方とも正規職員ですか。

図書館長：はいそうです。

委 員：2点目は仕様書に、今の指定管理者の名簿が明け渡す前に届けられるとな

っていますけど、指定管理者の仕様書で管理者の職員名簿は届いてますか。

図書館長：採用もすでに終わっているということで、すでに職員名簿はいただいております。館長、リーダー、サブリーダー、スタッフリーダー、一般の職員等おりますけれど、すでに報告を受けております。

委員：それで、仕様書にもあった司書のパーセンテージとか経験年数とかそういうものもあきらかな名簿なんですね。

図書館長：仕様書の中で司書資格を有する者が50%以上と仕様書に記載しております。いただいた資料によりますと、65%近くの司書有資格者がおりますので、そういったところで、仕様書を充分クリアしているところでございます。

委員：1年間で人事の出入りはあるかと思うのですが、一定期間ですね人名は抜きにして、その経験年数や司書資格者などの人数は公開していただけますか。

図書館長：これは、民間事業者さんの社員名簿となりますので。

委員：名簿ではないです。ようするに構成の中身です。仕様書に書かれている経験年数や司書有資格者が何%かということです。

図書館長：今、即答は私の方から出来ないんですけど、これについては検討させていただきたいと思います。

委員：最後に、仕様書にも年間の事業をやったらセルフモニタリングという言葉がありますね。セルフモニタリングをして教育委員会に報告して教育委員会が確認するとなっていますけど、指定管理者に移行したにしても図書館法や文科省ののぞましい基準に則らなければならないのは当然ですよ。そうであれば図書館法に規定し、またのぞましい基準で方法を強く求められている、自己点検評価とそれを第三者機関が制度をただ今の仕様書の中には明示されてないんです。これから新しい運営方法にいく指定管理者制度の中の図書館運営が市民と一体になってこういう図書館運営だけでもどうだろうかと言って、問いかけられて、市民の第三者機関がそれを評価し意見を具申するようなことを、制度的にしっかり方針として出していないですよ。そこのところをどうお考えか。市民に明らかにしておいた方がいいのでは。法を重視することは仕様書にも確認事項として入っていますよね。図書館法やのぞましい基準を守らなければならないという風に仕様書にも入っています。それじゃこれは守ったことになりますかということです。

図書館長：先ほども話したとおり、図書館協議会委員の皆さんと図書館基本計画を作り、基本計画の中身という図書館をのぞましい基準、守るべき内容、こういったものをベースに作っています。その時に出た意見として「ただ計画を作っただけではだめだと。評価する方法をきちんと考えたほうがいいんじゃないですか」と委員の皆様からご意見をいただきました。意見を参考

として基本計画を評価する。評価方法を基本計画の後ろの方に作っております。評価の方法としてまず、委員が言われたとおりセルフモニタリング、自己評価これがまず1つの項目でございます。図書館協議会委員の皆様は第3者評価と言っていいと思うんですけど、図書館協議会委員の皆様は評価。この評価二本立てでこの計画を見ていただく、こういった中身になりますので、そういった所から通じてきつとやっている事業については、点検評価をしていただけるんじゃないかと考えております。

委員：基本計画が見えないのでよく分かりませんが、今のはこういうことですか。指定管理者に移行した段階で年間を通して、どういう運営であったか、どういう運営状況であるか現状の自己評価、点検が行われて、図書館協議会委員の方々にも、評価をしていただくことになるかもしれない。

図書館長：そういった中身ですね。今回、計画を策定しております。ただこの基本計画は5年計画で策定してございますので、最終的な評価は5年後になるんですけど、ただ、年度ごとに定めた中期計画があるんですけど、こういったところを通じて図書館協議会委員の皆様には評価をしていただくということになっております。

委員：図書館法やのぞましい基準は年間の運営状況を報告し市民に公にしなければならぬということですよ。

図書館長：1年計画の下にですね。1年ごとの年に定める中期計画がございます。ただ中期計画は基本計画をベースにした、一年ごとに行っていく事業を定めてございますので、こちらの方も図書館協議会委員の皆様はきちんと点検をしていただく形になっております。

委員：期待をしております。

議長：他に何かございませんか。

委員：事業概要の協議ですよ。中身についてもいいですか。聞いたらだめですか。学校のことで聞きたいんですが、図書館でインターネットの予約サービスや電子書籍とかあります。これは貸出は可能ですか。学校は無理ですよ。

副館長：インターネットによる予約サービスは個人の利用者が対象になっております。これまでは年齢制限がありました。高校生以上というくくりでしたが、年齢制限を今年の1月になくしまして、皆さんが使えるように。お母さんが子どもさんの名前で予約できるように、今インターネット、小中学生も慣れてきましたので、小中学生の方もインターネットを通して自分の読みたい本を借りられるよう対応しています。

委員：個人でということですね。数は多いですか。

副館長：年間の予約数の6割くらいがインターネット予約になっております。

委員：それは新規事業ですか、もうすでにやっている事業ですか。

副館長：新規ではございません。

委員：ALTによる外国語講座ってありますね。これは新規ですか、今までもや

っていますか。

図書館長：新規事業です。

委員：市民対象なんですね

図書館長：そうですね、市民対象です。

委員：わかりました。

議長：他に何かありますか。

委員：美術博物館で、一般市民に貸出している期間がありますが、初めてのことで利用状況を教えてください。4月以外にも貸出をする予定はありますか。

美博副館長：新年度から美術博物館で展示会場を貸出しております。4月から美術博物館条例の中で実施することになりました。今年度は4月に3つの展示室について申し込みを受けました。5団体の申し込みがあり、4月の1週目は個人の方、4月の第2週は団体で美術協会さんが3つの展示室を使用します。3週目は第3展示室の申請があります。総体といたしましては全部埋まったわけではございませんが、60%位というところです。他の期間に貸出できるかとのことですが、先ほど事業説明をしましたが、年間を通じて特別展を柱に企画展を年間7本実施します。当然に1つの企画展が1ヶ月ありますから、その期間と設置をして撤去に2週間は必要です。4月以外の期間を貸出するのはなかなか考えられない状況であります。

委員：友の会が発足して動き始め大変喜ばしいことと思いますが、気になるのは友の会の会長さんが教育委員会の副委員長さんといいましょうか、委員長職務代理者が友の会の会長さんを務めていらっしゃるということで、教育委員会は美術博物館の設置者ですよね。その設置者で管理統括する委員長職務代理者が、民間の友の会の会長を兼ねているという、これはどう考えたらいいのか。設置者と当該機関の公と民間の長が同時にということは市民に奇妙な印象を与えないか。自分で高校野球に例えて恐縮ですが、ベンチで采配を振るっている監督が、同時にスタンドの応援団長を兼ねているというような形で、設置者と民間の友の会の長が同じだと、馴れ合いになっちゃうんじゃないですか。民間は民間で設置の教育委員会の重要な任務を背負っている方と、それは友の会の運営に当たるのがもっとも生き生きとするのではないかと、傍から見ていると印象を受けるのですがどのようにお考えかと。どなたに伺えばよろしいですか。

次長：友の会というのは、私どものほうに協力していただくということで、任意の団体ですので、個人的に作っている団体でその皆さんが会長にすることは存じ上げていなく、友の会で決められているということです。好ましいか好ましくないか即答は出来ませんが、独自で作っている組織ですので私どものほうで何かをしようと考えるとはいませんし、その辺は独自で行っている活動ですので問題ないと考えています。

委員：次長の考えでは問題ないということですか。そういう考えが聞かれるとは

思いませんでした。次長の考えは教育委員会の考えということですか。

次長：公式見解ではなく、任意の団体ということですので、任意の団体の会長について私どもがどなたが会長にと相談もしたりしていませんので、そういう所からお願いされたのか、会の中からののか分からないですけど、特に問題があると考えていません。これは私の個人的な考えです。

委員：個人的な考えを聞いているんじゃないんです。個人的な考えを社会教育委員会議でお話を伺ってもあまり意味がないでしょう。

次長：申し訳ないです。

委員：教育委員会のお考えを伺いたいと思って、そういう監督と応援団長を兼ねるようなことを監督を擁している皆さんはそれでよろしいんですかということですか。

次長：任意の団体なので問題ないと思います。

委員：たとえば教育委員長でも任意の団体だからよろしいですか。

次長：たとえば、こういう社会教育委員や附属機関とかですと契約関係があり問題かもしれませんが、任意の団体で協力していただいているので問題ないかと思えます。

委員：分かりました。

議長：他に何かございますでしょうか。

委員：よろしいですか。これはそれぞれ、教育行政執行方針に従って事業が具体化して最終的には総括をして、教育委員会の自己点検評価を出しますね。自己点検評価を出した時に外部の評価委員から評価を受けることになって、それがセットで議会にも報告され市民にも公にされるとなろうかと思えますけど、具体的なことは避けますが、これもごく最近自己点検と外部評価をすることになったわけですね。その中で1つは外部評価委員4人がいるわけですが、そのうちの1人が苫小牧体育指導委員会の会長さんで苫小牧体育指導委員会会長とは公式の職名でまだ苫小牧ではそう言っておられるんですかということと、これは23年にスポーツ基本法が制定された時に、指導委員会という言葉は変わったんじゃないかと思っているんですけど、ここ数年間変わらないで同じ名前が続いていると思うんですけど、公式名称は苫小牧ではスポーツ基本法と違う名称で使っているのかと思いつながりながら見ていたんですけど、事実を確認しようと思ったんですけど、スポーツの方はいらっしゃらないですね。それから、この外部評価委員は連合PTAの会長さんと副会長さん、文団協の会長と体育指導の会長さんと4人でやっていたんですけど、その時に外部評価を出したときにそれが採用されないで、そのまま書いたことが埋もれてしまった。要するにどうして、埋もれたのかという説明もなく何のために外部評価をしたのか。そのところで、文団協会会長が引受けていた時には、次長がわざわざ見えて誤解があったり、考え方が違うということがあったんですけど、3年目にはこれは何の説明もなく、出した意見も採用されず、そのまま埋もれてしま

っているものがあります。どういう基準で採用したりされなかったり、依頼した外部の評価委員に説明もなく終わってしまうのか。そういう教育行政の評価の仕方について、この事業概要を評価するにあたって、それでいいのかということが気になるころでした。それと、もう1つはそういうことがあった後に、文化団体協議会の会長が外部評価委員から交代しまして、社会教育委員の方が文団協の会長に代わって外部協会員になったんです。依頼された時には、当時の次長がわざわざ見えて連合PTA会の役員と文化団体と体育関係の委員によってバランスのとれた評価委員を依頼したいということで引受けたんですね。ところが何の説明もなく他の社会教育委員に外部評価委員を交代されている。文団協の会長は私がここにいるように社会教育委員であることは間違いない。社会教育委員から社会教育委員に頭だけ変えた。そういう今まで4つのポストで大事な苦小牧の教育行政についての、自己点検評価について、外部から評価をしようとしていたその体制をどういうふうに反省して、あるいは不適當と思ってポストの文団協の会長を変えたのかこの辺です。どなたに伺ったらいいのか。その理由を議事録に残してほしい。

次 長：何の議事録ですか。

委 員：社会教育委員会議の議事録です。

次 長：この外部評価委員についてですが、申訳ないですが所管が学校教育部が事務局ですのでここではお答えできません。委員の意見は分かりますが。

委 員：今の疑問はどうしたら届きましょうか。

次 長：そのような意見があったことは担当に伝えます。

議 長：他に何かありますか。

議事（2）その他について

- ・子ども読書活動推進計画について・・・今井副館長から説明
- ・美術博物館企画展のご案内について・・・片石副館長から説明

議 長：他にございますか。

それでは、ないようですので、本日の社会教育委員会議は終了させていただきます。

4 閉会

15時42分終了